

令和4年1月20日

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた保育所等への登園について (登園自粛要請期間中の取扱い)

### 1 感染が疑われる場合等の対応について

	状況	対象者	対応
1		在園児	・解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園停止 ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
2	発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合	在園児の同居家族	・解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは送迎を停止 <u>⇒令和4年1月20日付け「保育所等における登園自粛要請について」のとおり、登園自粛要請期間中においては、解熱後24時間以上が経過し、同居家族の呼吸器症状が改善傾向となるまでは、在園児の登園も控えるようお願いいたします。</u> ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
3		在園児	・健康観察期間中の登園停止
4	濃厚接触者に特定された場合	在園児の同居家族	・健康観察期間中の送迎を停止 <u>⇒令和4年1月20日付け「保育所等における登園自粛要請について」のとおり、登園自粛要請期間中においては、在園児の登園も控えるようお願いいたします。</u>
5	かかりつけ医等の判断により、PCR検査等を実施することとなった場合	在園児及びその同居家族	・検査結果が確認されるまでは、在園児は登園停止

※保育所等：保育所（一時保育事業、年度限定型保育事業、休日保育事業を含む）

認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）、地域型保育事業、おなかま保育室

## 2 感染が疑われる場合等のQ & A

### (1) 発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合

	質問	回答
1	「発熱」とは何度のことをいうのか。	発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることに留意することが求められます。今般の新型コロナウイルス感染症の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。お子さんの個々の状況に応じて、かかりつけ医に相談してください。
2	「解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向」となっているが、いつから保育所等に預けることができるか。	解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善しても、保育の流れや保育体制の確保の観点から、例えばお昼などから保育所等でお預かりすることが難しい場合がありますので、保育所等に御相談ください。
3	「呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合」とはどのようなものか。	ぜん息・喘息性気管支炎、RSウイルス感染症の既往歴やアレルギー等による咳症状など、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状で、新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師から判断が出ている場合を想定しているため、必ずしも診断書の提出を求めるものではありません。 なお、症状等で心配がある場合には、かかりつけ医に相談してください。

### (2) 濃厚接触者に特定された場合

	質問	回答
1	在園児の兄弟が濃厚接触者に特定された場合の対応はどうか。	兄弟を含む同居の家族が濃厚接触者に特定された場合、濃厚接触者になっていないお子さんの登園は可能ですが、濃厚接触者に特定された方は送迎及び（濃厚接触者のお子さんの）同行ができません。 <u>⇒令和4年1月20日付け「保育所等における登園自粛要請について」のとおり、登園自粛要請期間中においては、濃厚接触者になっていないお子さんの登園も控えるようお願いいたします。</u> なお、同居家族である濃厚接触者の方が、保健所の指示によりPCR検査等を受けることになった場合は、陰性が確認されるまでは、お子さんは登園停止となります。

(3) 在園児及び在園児の同居家族がかかりつけ医等の判断により PCR 検査等を実施することとなった場合

	質問	回答
1	「かかりつけ医等の判断」とはどのようなものか。	かかりつけ医や嘱託医、神奈川県発熱等診療予約センター、川崎市新型コロナウイルス感染症コールセンターの判断により、PCR 検査を実施することになった場合をいい、手術のための事前検査や勤務先の意向による検査、市販の検査キットで実施した検査等は含みません。

#### (4) 保育料の利用者負担額について

	質問	回答
1	<u>登園自粛要請期間中の保育料の利用者負担額はどうか。</u>	<u>新型コロナウイルス感染に伴う臨時休園期間や在園児が濃厚接触者に特定された場合の健康観察期間中の登園停止等の場合のほか、登園自粛要請期間中において、要請に応じ登園しなかった場合は、保育料の減額の対象となりません。</u>

なお、新型コロナウイルス感染症については、状況が時々刻々と変化しており、時宜に応じた適切な対応が重要であると考えていますので、国・県の方針や本市での発生状況を踏まえ変更する場合があります。

#### 【問合せ先】

(認可保育所の運営に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

(地域型保育事業、おなかま保育室の運営に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

(公立保育所の運営に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

(認定子ども園(保育所部分及び一時保育事業)の運営に関すること)

川崎市子ども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179

(保育料の徴収・還付に関すること)

川崎市こども未来局子育て推進部保育対策課

電話 044-200-3727